



高等教育の質の保証・向上に関する文部科学省の取り組み

文部科学省高等教育局専門教育課

大学教育の質の保証・向上は、大学間の国際競争が激しくなっている中で、学生や社会の高度化・多様化する需要に大学が応えるために、不可欠の課題である。文部科学省における高等教育にかかわるおおよそすべての施策は、広い意味では大学教育の質の保証・向上に資することを目的とするものであるが、本稿では主に以下の4点について解説する。

- ① 大学教育の公的な質保証制度
- ② 学士課程教育の質的転換に向けた取り組み
- ③ 大学院教育の質の保証・向上のための取り組み
- ④ 分野別質保証に向けた取り組み

大学教育の公的な質保証制度

我が国の大学の公的な質保証制度は、大学としての最低基準を定める「設置基準」、最低基準を事前に担保するための「設置認可」、設置後の確認のための「認証評価」の3つを中心に構成されている。これらの仕組みとともに、大学の教育情報の公表や、大学の活動を支える公財政支援と合わせ、一体として機能することが必要となっている。

(1) 大学の設置基準・設置認可

大学が使命を果たすことができるよう、日本において大学や学部等を設置する場合、文部科学大臣の認可が必要とされており（学校教育法第4条第1項）、認可を受けるにあたって満たしておくべき条件を「大学設置基準」として省令で規定している。

学生にとっては、大学の選択は生涯にわたって意

味を持つものであり、設置される段階で最低限の質が確実に担保される必要がある。そのために、大学等を設置しようとする者は、設置構想を具体的に検討し、十分な準備をした上で設置認可審査申請をすることが望まれる（通常、構想から開学まで3～4年は必要とも言われている）。また、大学等の設置を認可する国は、その質が担保されているか否かを厳格に審査する必要がある。

なお、認可された大学等の質は、認可時のみ担保されるのではなく、その後も維持・向上が図られることが重要である。現在、文部科学省では、開学後、最初の卒業生を迎える年度（いわゆる「完成年度」）までの間、認可時の計画を着実に履行し、質の担保が図られているか否かを確認する観点から、設置計画履行状況調査（いわゆる「アフターケア」）を行っており、後述する設置認可制度の弾力化が図られた現在、認証評価制度と合わせ、その役割はますます重要となってきている。

(2) 質保証制度の転換

我が国の公的な質保証制度は、大学設置基準と、その大学設置基準に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。しかし、2002年から2003年にかけて、規制緩和の流れの中、「事前規制から事後チェック」という考え方の下、大幅に弾力化され、学部等の設置について、それまで認可が必要だったところ、一定の要件を満たしている場合、届出で設置することが可能となった。

また、設置基準も大幅に簡素化され、これまで内

規として定められていた具体的な基準の多くが撤廃され、基準を定める場合は告示以上の法令で規定することとされた（準則化）。

さらには、大学の量的規模（我が国全体としての大学の収容定員）は、これまで国として抑制方針を採っていたものを、医師や獣医師などを養成する特定分野を除き、その方針を撤廃することとした。

その一方で、新たに認証評価制度の導入、法令違反状態の大学に対する是正措置等、事後チェックに関する仕組みの制度化が行われ、我が国の公的な質保証システムは、事前規制によって、一定水準以上の大学であることを保証しつつ、事後確認によって、大学の多様性に配慮しながら恒常的に大学の質を保証するものとなった。

(3) 認証評価

認証評価制度は、前述の行政全体の「事前規制型から事後チェック型へ」という規制緩和の流れの中で2004年度から導入された。これにより、大学は、文部科学大臣から認証された評価機関（認証評価機関）から、大学の総合的な状況について7年以内ごとに評価を受けることとなった。専門職大学院は、この機関別評価に加え、教育研究の活動の状況について、5年以内ごとに、当該分野の評価機関として認証を受けた評価機関から評価を受けることとなった。

認証評価制度の目的は、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることおよび評価結果が公表され、大学が社会による評価を受けることにより、大学の教育研究活動などの質を向上していくことにある。

2011年度からは、2回目の評価が順次行われており、各認証評価機関は、これまでの評価実績を踏まえて、学修の成果や大学の自主的・自立的な質保証（内部質保証）を重視した評価に発展させている。大学の質の向上を図る上での認証評価自体の改善や評価結果のさらなる活用が期待される。

(4) 機能別分化の推進と教育情報の公表

教育の質保証を進めていくにあたって、各大学が、すべての機能を一律に備えようとするのではなく、それぞれの個性や特性を踏まえて機能別分化を促進

していくことも重要である。2005年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（以下、「将来像答申」という）においては、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人育成、③幅広い職業人育成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献、の7つの方向性が示されており、各大学は、いくつかの機能に比重を置きながら、自主的・自律的に、そして緩やかに機能別に分化していくことが求められている。

また、大学の機能別分化を進めるにあたっては、各大学がどのような教育研究を目指すのか、自らの使命を明確化すること、そして、それらの取り組み状況が外部から十分に見えるよう、教育情報の積極的な公表が重要なポイントとなる。

教育情報の公表について文部科学省は、2010年6月、各大学が教育目標や活動状況を分かりやすく公表し、外部から適切な評価を受けながら、教育水準を向上するための制度（学校教育法施行規則）を改正した。教育情報の公表は、大学教育を「どの大学を卒業したか」ではなく、「どのような教育を受けて、何を修得したのか」に転換するための基礎的なインフラというべきものであり、国内外の優れた学生を獲得する上でも不可欠な取り組みである。公表が求められる情報については、公的な教育機関として公表が義務化される情報、公表に努めるべき情報、国際競争力の向上のために公表が求められる情報（義務ではなく大学の参考指針）とに分けられている（表-1）。今回の制度改正は、2011年4月から施行されており、この取り組みを通じて、我が国の大学教育の質保証が進み、教育内容の一層の充実が図られることが期待される。

これに関連して、大学の基礎的な情報とともに各大学の特色や強みを表す情報を、大学間で共有するとともに、大学に関心を持つ者に分かりやすく発信するための仕組みとして、「大学ポートレート（仮称）」の早期整備が中央教育審議会大学分科会で提言されており、現在、具体化に向けた検討が進められている。

各大学が公表すべき教育情報（学校教育法施行規則を改正）

すべての大学を対象とする教育情報	参考：国際的な発信の観点から想定される情報項目例（大学分科会が、大学の参考に資する観点から作成）
<p>1. すべての大学で公表すべき事項</p> <p>(1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織（学部，学科，課程等の名称）</p> <p>(3) 教員組織，教員数（男女別・職別），教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針，入学者数，取容定員，在学者数，卒業生数，卒業後の進路（進学者数，就職者数，主な就職分野等）</p> <p>(5) 授業科目の名称，授業の方法・内容，年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準，卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地，校舎等の施設・設備その他の教育研究環境（キャンパス概要，運動施設の概要，課外活動の状況とその他の施設，休息を行う環境，主な交通手段等）</p> <p>(8) 授業料，入学科料その他の費用徴収，寄宿舎・学生寮等の費用，施設利用料等</p> <p>(9) 学生の学修，進路選択，心身の健康等の支援（留学生支援や障害者支援等のさまざまな学生支援を含む）</p> <p>2. 公表に努めるべき事項</p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのようなカリキュラムに基づき，どのような知識能力を身につけるか）</p>	<p>○ 外国人教員数，研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）</p> <p>○ 教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）</p> <p>○ 各授業の平均学生在籍数</p> <p>○ 学生の卒業率，学位授与件数</p> <p>○ ナンバリングとシラバス（学内で共通化）</p> <p>○ インターンシップの機会</p> <p>○ 英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○ 学生交流や単位互換，ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○ 単位認定，学位認定，成績評価の基準（大学としての統一方針）</p> <p>○ 留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況，卒業後の就職状況）</p> <p>○ 明確な方針に基づく教育課程とその水準</p> <p>・ 修得すべき知識・能力の明確化と，それを体系的に修得できる教育課程</p>

表-1 教育情報の公表の促進

教員の教育力の向上や，成績評価の厳格化，学生の学修時間の実態を把握した上で単位制度を実質化することなどを求めた。

大学においても，学士課程教育の充実に向けた各種の取り組みを積極的に進めており，たとえば，授業計画（シラバス）を作成する大学は1993年の80大学（15%）から2009

学士課程教育の質的転換に向けた取り組み

(1) これまでの中央教育審議会での検討や大学の取り組み

学士課程教育については，累次の中央教育審議会や大学審議会答申を踏まえ，改善が行われてきた。2005年の将来像答申では，我が国の高等教育がユニバーサル段階に入り，その課題は量的規模から質の保証に移ったことを明らかにするとともに，質の向上について機能別分化への対応を指摘した。この答申を受けて，学士課程については，2008年12月に中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（以下，「学士課程答申」という）がまとめられた。

学士課程答申は，我が国の大学が授与する学士が保証する能力の内容として「知識・理解」，「汎用的能力」，「態度・志向性」および「総合的な学修経験と創造的思考力」を挙げ，各大学が「学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受入れ方針」を明確にすること促した。また，各大学において，教育課程の体系化，教育方法の改善，

年の705大学（96%），学生による授業評価は38大学（7%）から599大学（80%），ファカルティ・ディベロップメントは151大学（29%）から746大学（99%）にそれぞれ増加するなどの進展が見られた。

(2) 第6期中央教育審議会大学分科会大学教育委員会における審議

上記の通り，学士課程教育の実質化に向けた取り組みは進みつつあるものの，国民，企業そして学生自身の学士課程教育に対する評価は総じて低いと言わざるを得ない。その背景には，大学に対する社会の期待がこれまでとは質的に異なる形で高まっていることや，大学進学率が5割を超える高等教育のユニバーサル段階の中で学士課程教育の質の保証が強く求められるようになっている事情がある。

第6期中央教育審議会大学分科会大学教育委員会では，このような状況も踏まえ，2011年5月より，学士課程答申等を踏まえながら，学士課程教育の質的転換を促進するための諸方策について議論を行ってきたところであり，2012年3月，「予測困難な時代において生涯学び続け，主体的に考える力を育成する大学へ」と題する「審議のまとめ」を取りまとめ，公表した。「審議のまとめ」の概要は，以下

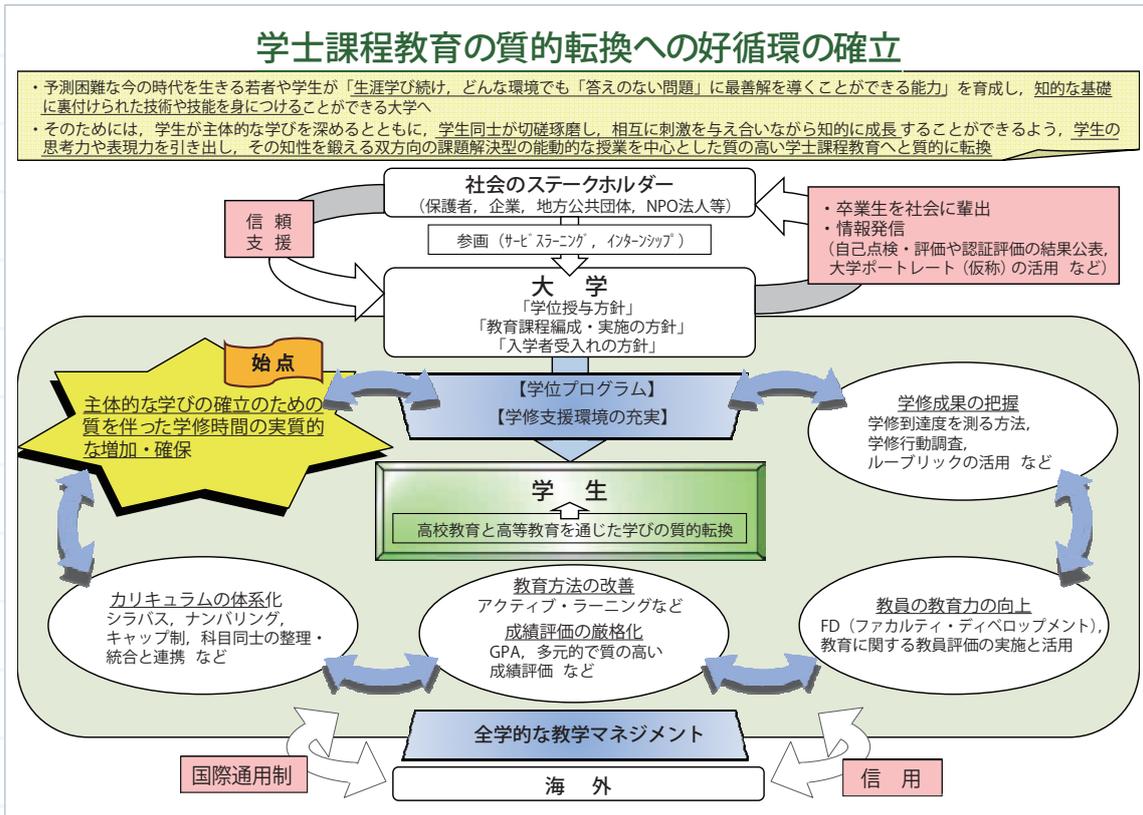


図-1 学士課程教育の質的転換への好循環の確立について

の通りである。

- 将来予測が困難な時代に、学生にとって、大学での学修が時代を生き抜く基盤となるかは切実な問題。産業界や地域社会も、変化に対応したり未来への活路を見出したりする原動力となるための有為の人材を大学に求めている。
- そのような期待に応えるには、学生の主体的な学修によって知的な成長ができるよう、学士課程教育の質を転換することが必要。
- 他方、我が国の大学生の学修時間が少ないことが学士課程教育の成果に対する社会の不信の1つの背景であることを直視し、学生の主体的な学修の確立にまず取り組むことが必要。
- 主体的な学修の確立のための質を伴った学修時間の実質的な増加・確保を始点としつつ、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画(シラバス)の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な教学マネジメントの改善など、学士課程教育の質的転換への好循環が各大学でまわり始めることが重要であり、文部科学省等の関係機関は各大学の積極的な取

り組みを政策的に支援・奨励することが必要。

なお、学士課程教育の質的転換のためには、保護者、企業、地方公共団体、NPO等の多様なステークホルダーとの信頼関係、協働が重要となる。そこで、文部科学省では、この「審議のまとめ」を契機に、大学で、地域社会で、企業で、学士課程教育の質的転換のために今直ちにどのような行動を始めるか、好循環の確立のために何が必要かなどについて、学生を始め大学関係者や保護者、企業関係者、地域等と直接的・積極的に熟議を深める工夫も検討しているところである(図-1)。

大学教育部会では、さまざまな関係者による議論も踏まえて、今後、引き続き具体的な方策の検討を重ね、今夏を目途に、大学分科会として答申を取りまとめることを予定している。

大学院教育の質の保証・向上のための取り組み

高度に科学技術が発展するとともに、知の専門化、細分化が進み、国際競争が激化する現代社会においては、新たな学問分野や急速な技術革新に対応でき

第2次大学院教育振興施策要綱

2011年8月5日
文部科学大臣決定

中教審答申を踏まえ、文部科学省として早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的に施策を展開することを目的とし、「第2次大学院教育振興施策要綱」（対象期間：2011～2015年度）を策定

◆基本的な視点

グローバル化や知識基盤社会のさらなる進展、震災からの復興・再生、新たな社会の創造・成長等を見据え、大学院教育の実質化に向けた取り組みを強化することを基本に、国内外の多様な社会への発信と対話、大学院修了者の活躍の視点を重視し、大学院教育の質の保証・向上のための施策を実施する。

◆具体的な施策

<p>1. 学位プログラムに基づく大学院教育の確立</p> <p>課程制大学院制度の趣旨に沿った教育</p> <p>学生の質を保证する組織的な教育・研究指導体制の確立</p> <p>実効性ある大学院評価の取り組みの推進</p>	<p>3. 社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来への見通しを持てる環境の構築</p> <p>教育情報の公表の推進</p> <p>学生が将来への見通しをもって学ぶ環境の整備</p> <p>社会との連携の強化と多様なキャリアパスの確立 ・企業と大学による従来の枠を超えた対話を通じた産学協働の推進 (産学協働人材育成円卓会議)</p> <p>若手教員等の教育研究環境の改善</p>
<p>2. 新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成</p> <p>前期・後期一貫した博士課程教育の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数専攻制、研究室ローテーションなど専門分野の壁を破る統合的な教育の推進 ・博士論文作成に必要な基礎的能力の包括的な審査(Qualifying Examination)を、修士論文に代えて行う仕組みの導入と推進 <p>社会の創造・成長を牽引するリーダー養成と世界的な大学院教育拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リーディング大学院」の形成促進(博士課程教育リーディングプログラム) 	<p>4. 大学院教育のグローバル化の促進</p> <p>国際的な連携・交流と質保証の推進</p> <p>外国人・日本人学生の垣根を越えた協働教育</p> <p>5. 専門職大学院の質の向上</p>

図-2 第2次大学院教育振興施策要綱の概要

る深い専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が喫緊の課題である。その人材育成に中核的な役割を果たす大学院については、1991年度から2011年度までの20年間で、大学院学生が約2.8倍になるなど、その量的な整備は順調に行われてきたが、今後はその教育の質の一層の向上を図ることが必要である。

このような状況を踏まえると、各大学院において社会ニーズを酌み取りつつ自らの課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理および透明化を徹底する方向で、大学院教育の充実・強化（教育の組織的展開の強化）を図ることが必要である。

2011年1月に中央教育審議会は、答申「グローバル化社会の大学院教育」において、修得すべき知識・能力が明確な学位プログラムとしての大学院教育の確立による学生の質の保証や、課程を通じ一貫した博士課程教育の確立によるグローバルに活躍する高度な人材養成を求めた。本答申を踏まえ、文部科学省では、大学院教育の一層の充実・強化を図る

観点から、5年間の取り組み計画である「第2次大学院教育振興施策要綱」（2011年8月文部科学大臣決定）を策定した（図-2）。

本施策要綱では、グローバル化や知識基盤社会のさらなる進展、震災からの復興・再生、新たな社会の創造・成長等を見据え、大学院教育の実質化に向けた取り組みを強化することを基本に、国内外の多様な社会への発信と対話、質の保証された大学院修了者の活躍の視点を重視し、①学位プログラムに基づく大学院教育の確立、②新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成、③社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来の見通しを持てる環境の構築、④大学院教育のグローバル化の促進、⑤専門職大学院の質の向上、の5つの方向性に沿って、大学院教育の質の保証・向上のための施策を実施することとしている。

これらの方向性に基づき、具体的に展開している施策の例を以下に示す。

① 広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する「リーディング大学院」の形成を支援するため、2011年度より新たに「博士

課程教育リーディングプログラム」を開始した。2011年度は21件を採択し、2012年度においても新規採択による充実を図ることとしている。

- ② 一貫したプログラムを持った体系的な博士課程を構築し、博士課程教育の質を高める観点から、博士課程の前期の課程の修了要件として新たに「博士論文研究基礎力審査」を導入するため、大学院設置基準等の改正を2011年3月に行った。
- ③ 文部科学省および経済産業省の共同提案により、2011年7月に「産学協働人材育成円卓会議」が産学のリーダーにより立ち上げられ、優秀な博士が各界各層で活躍する好循環の実現などのため、議論を行っている。
- ④ これらの施策を始め、国内外のさまざまな分野で質の保証された大学院修了者が活躍できるよう、大学院教育の充実・強化を図っていくとともに、大学・産業界等の関係者においても、答申や第2次大学院教育振興施策要綱を踏まえつつ、大学院教育改革に積極的に取り組んでいくことを期待する。

分野別質保証に向けた取り組み

分野別質保証の取り組みは、学士課程教育、大学院教育といった大学教育の共通基盤を確立する分野横断的な取り組みと合わせて、大学教育の質保証に関する重要な政策課題である。学士課程答申においても、「国によって行われるべき支援・取り組み」として、「将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する」ことが挙げられている。分野別質保証は、分野によって進捗状況や必要とされる取り組みも異なり、また学協会等のイニシアティブが求められるが、文部科学省としても、モデル・コア・カリキュラムの策定・普及への支援や、分野別到達目標に関する調査研究等を通じて、分野別質保証の推進を図っている。また、高度専門職業人養成の分野では、国際標準の教育の実現を目指した取り組みも進展しているところである。

■ 日本学術会議における検討

学士課程答申に先立ち、2008年5月、文部科学省は日本学術会議に「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議」について検討を依頼した。これを受けて、日本学術会議では、2010年8月に「大学教育の分野別質保証の在り方について」をとりまとめ、分野別質保証にかかわる基本的な考え方を示した。日本学術会議では、その後、引き続き「分野別の教育課程編成上の参照基準」について、各大学において教育課程を見直す際の参考として検討されており、たとえば言語・文法学や法学、経営学といった分野で審議が進んでおり、文部科学省としても、審議の深化をさらに期待している。

■ 専門職業人養成における取り組み

文部科学省では、教育内容・水準に関する客観的な指標づくりを進めるため、高度専門職業人養成で、資格制度と関連する分野を中心に、大学関係者が中心となり、モデル・コア・カリキュラム等を作成することの奨励、調査研究やGP等による取り組みの支援を行ってきた。これまでも、医学、歯学、薬学、獣医学等の医療系の分野や、法科大学院、会計、技術経営等の専門職学位課程の分野等において、モデル・コア・カリキュラムや到達目標の作成等の取り組みが進められてきた。認証評価については、国の制度に基づくものとしては、専門職学位課程の分野別評価のほかは機関別評価として行われているが、技術者教育の分野では日本技術者教育認定機構(JABEE)に基づく認定制度があり、また薬学でも、2011年度から、薬学教育評価機構が6年制薬学教育を対象とするプログラム評価の施行実施を開始しており、2012年度から本格実施の予定である。

このように、各分野において、分野別質保証にかかわるさまざまな取り組みが進展しつつあるが、ここでは、技術者教育の動向について、国際通用性の確保等の観点から、文部科学省として分野別質保証の取り組みを支援している事例として、補足して説明する。

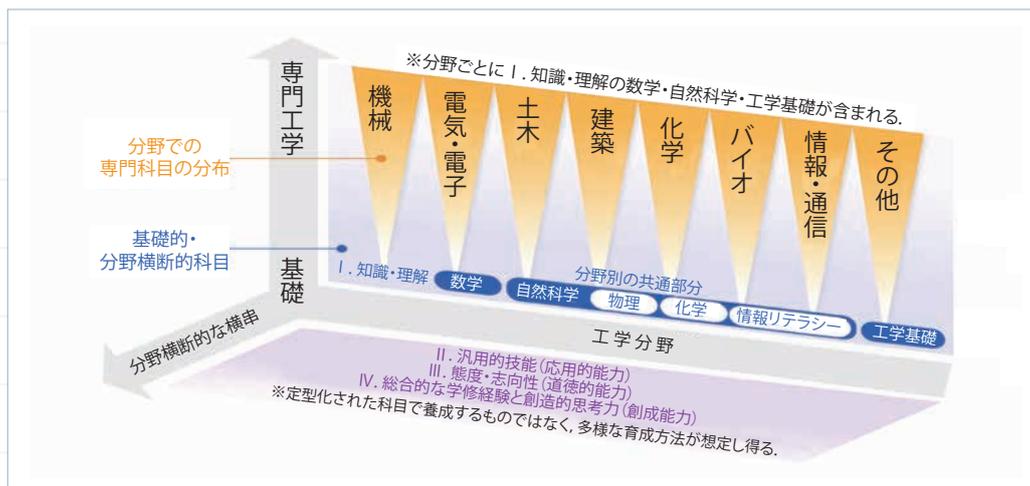


図-3 「分野別の到達目標」を踏まえた分野別カリキュラムのイメージ (例)

■ 実践的技術者教育について

技術者の育成については、これまで、①自然科学の知識を応用して複合的な問題を解決できる技術者へのニーズが高まっている、②現在の技術者教育では個々の知識がどのように役立つのかについて体系的に教えられていない、③必要な基礎学力を明確にし、現場、現物、現実を踏まえ、自然科学の知識を適切に応用できる実践的な教育が重要である、などが指摘されてきており、経済界等の社会的ニーズへの対応、技術者教育の国際通用性等の観点から、技術者教育の改善・充実を図ることが求められている。

そこで、文部科学省では、大学の工学教育の1つの指針として、分野別到達目標を策定する取り組みを進めている。具体的には、2009年6月に調査協力者会議を設置して、技術者教育の方向性等について議論を行い、2010年6月、議論の結果を「大学教育における実践的技術者教育の在り方」としてとりまとめた。

「大学教育における実践的技術者教育の在り方」の主な概要

- 学習成果指標の設定の必要性（「求められる技術者像」に至る到達の程度を学修成果の観点から具体化）
- 学生の共通的な到達目標（最低限の基準）を示す「分野別到達目標」（技術分野共通部分）の設定
- 「分野別到達目標」の設定（例：機械、電気・電

子、土木、建築、化学、バイオ、情報等）

- 各大学が、これらの指標・到達目標をカリキュラムに取り込むことにより、技術者教育の一定水準の確保

この報告書を基に、文部科学省では、2010年度から、大学における実践的な技術者教育での学生の到達目標を示すことを目標として、先導的・大学改革推進委託事業として「技術者教育に関する分野別の到達目標の設定に関する調査研究」（研究代表者：野口博 千葉大学大学院工学研究科長・工学部長）を開始し、2012年4月、調査研究結果をとりまとめたところである（図-3）^{☆1}。

文部科学省としては、各大学の実情に即して、これらの到達目標が参照され、教育課程の検討の際の出発点として活用されるとともに、さらに充実した分野別の到達目標を目指した検討が行われることを期待するものである。

本稿では、文部科学省における大学教育の質保証・向上に向けた施策を紹介してきたが、大学教育の質を高め、大学に対する社会からの期待に応えていくためには、大学関係者の主体的・積極的な取り組みがきわめて重要である。本稿が、今後の取り組みを進める上での1つの参考になれば幸いである。

(2012年3月30日受付)

^{☆1} 編集委員会注：本解説記事に続いて同調査研究の解説記事を掲載しています。